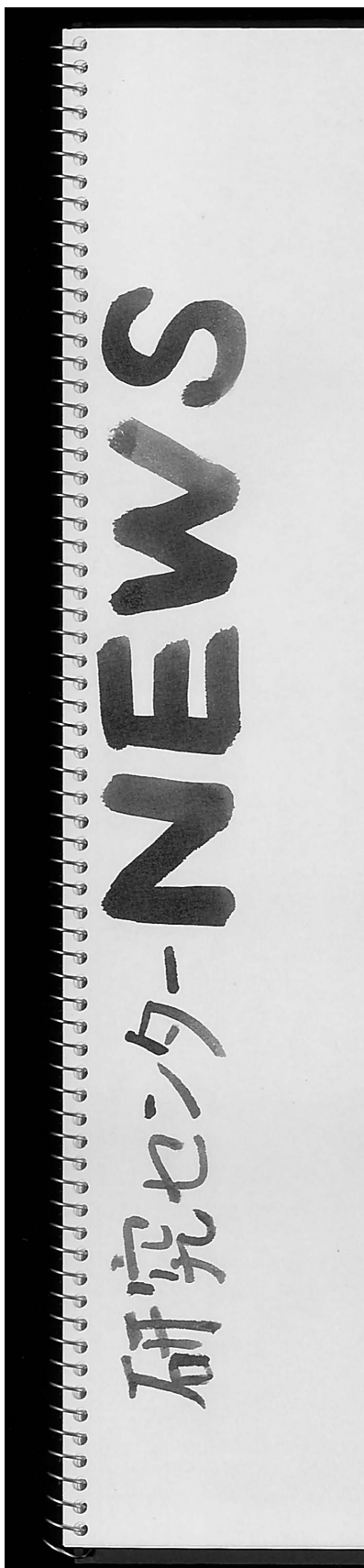


研究センターニュース第81号



特定非営利活動法人
地域と協同の研究センター

巻頭エッセー

大変な年から、また大変な年に 何をおこなうのか



コープみえ理事長 茂木 穰

2008年度は、一言で言えば「大変な年」でした。

一月末に餃子中毒事件が報道され、生協のさまざまな場所で消費者からのお叱りや厳しいご意見をいただきました。この時から5%弱の組合員が利用を止められ、これまでその多くの方は利用復帰することはありませんでした。組合員にお詫びをしなくてはと思い、翌週配達トラックに同乗してみると、利用している組合員からはやんわりとしたご意見とともに、励ましの声もいただきました。そして、多くの組合員は、生協はもっとしっかりして欲しいと思われるとともに、引き続き生協商品を利用していただいていたいました。

10月末には、COOPカップラーメン・COOPポークウィンナー・COOPビターチョコレートなど商品事故が発生し報道されました。この頃から、不況の影響もあり、2%弱の組合員が利用を停止されました。これらの商品事故への対応は、1件1件、組合員にお知らせしていく方法となりましたが、あまりご意見は寄せられませんでした。「生協は組合員から見捨てられた。もうつぶれる。」とおっしゃる人もありました。

2008年の前半には、原油をはじめとする資源高や穀物高による物価高が私たちの生活に深刻な影響を与えると同時に、生産者や事業者には原料高で大変な事態を引き起こしました。後半は、アメリカの金融バブルがはじけ、世界的な金融不安から、大規模な不況、人員整理と広がっております。2009年を展望すると、2008年に続いて、質的には違うもののまた「大変な年」になりそうです。

2009年度について、いま検討をすすめております。生協はたすけあいの組織です。やさしい心で、生活のさまざまなたすけあいをおこなう「くらしのたすけあいの会」は、生協の組織の中では典型的なとりくみであると思っております。たすけあうことによって、感謝する人がおり、その感謝によって喜びを感じ、その喜びがやりがいや働きがいとなっています。

09年度のとりくみ重点のトップは、「組合員に喜ばれる生協づくりをすすめます」となりました。組合員から喜ばれたとりくみをまとめ交流し、みんなの知恵を活かしもっと喜ばれるとりくみをすすめるようとしています。若い職員を中心に、こんなテーマが出されています。「コミュニケーションと信頼を高めたサンタ配達」「僕のおすすめから生まれる組合員さん宅の笑顔と感動」「担当者ニュースが築きつないだ組合員さんとの信頼」「私が仲間づくりをする理由と、組合員さんと共に喜びあう嬉しさ」です。2月の全体集会で報告がおこなわれる予定です。

組合員との信頼関係をつくるのには時間がかかりますが、餃子事件のように一瞬にしてその信頼関係は崩壊します。今回の経験では、崩壊した信頼関係は人数で言えば5%弱であって、95%強の組合員は疑問を持ちながらも信頼関係はつながっています。この信頼関係は、人と人とのつながりと喜びで、細っていたものを回復させたり強めたりすることができると思っております。これは、方法論ではなく、生協がたすけあいの組織だから発揮できるものと確信しております。組合員に喜ばれるとりくみは、結果として、生協の広がりをつくり、働きがいをつくっていくのだらうと思っております。

レポート 三河地域懇談会 「キーワードは福祉」 パネルディスカッションより

ふだんのくらし しあわせですか

第5回三河地域懇談会が、11月29日（土）岡崎市勤労文化センターで開催されました。この懇談会は、三河地域在勤・在住の研究センター会員の交流を目的に始められたものですが、生協の組合員や地域の方々にも参加を呼びかけています。6月には「食と農」をテーマに開催しましたが、今回は「福祉」をテーマに掲げました。福祉について幅広く知り合うきっかけや、交流の場となるような企画にしたいと、実行委員会で議論を重ねて準備してきました。当日は地域の状況がわかるようにと、地域で実際に活動している4人の方に報告いただき、その後、テーマ別分科会で交流しました。

参加者は実行委員・パネリストも含めて44人。三重県・静岡県・尾張からの参加もあり、さまざまな立場の老若男女が集いました。このニュースでは、パネルディスカッションの概要を中心に紹介します。生き活きた地域での実践をお伝えできれば幸いです。（要約・文責：伊藤小友美）

報告1 地域福祉の実情と今後に向けて

ヤナセ介護支援センター 築瀬 太 さん

◆ 岡崎市「福祉やろまいプラン」◆

岡崎市では平成19年度、地域福祉計画が策定されました。その「福祉やろまいプラン」は、具体的な実行計画書です。内容は、①地域ごとのネットワークを作ること ②ネットワークコミュニティの核になるコミュニティ・ワーカーの育成 ③教育と福祉の連携をはかること ④歩いて行ける範囲での居場所作り ⑤災害時要援護者支援制度 の5つです。

◆ 困ったときにはご近所ですけあいたい ◆

岡崎市では、地震や風水害等の災害が発生した際に家族等の援助が困難で何らかの助けを必要とする方たちに対する災害時の避難援護の支援をしてもらうための台帳(災害時要援護者登録台帳)整備を進めています。市は、地域内での普段からの見守りと災害が発生した際に支援が得られる「仕組み作り」を行うことで、住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを図ろうとしています。

この8月に岡崎市では大変な水害が発生しました。その際、この制度がうまく機能したかという、現実にはなかなか機能したと言いきれないところがあります。が、全く機能しなかったわけではなく、地域の総代さんが一生懸命に町内を回ってくださって、声かけをしてくださいました。亡くなられた方がお二人あるのですが、お二人とも独居の方でした。要援護者だったわけで、その方が亡くなられたことは大変悲しいことです。お二人は実はまだ登録をされていませんでした。まだ制度が周知されていないという反省はあります。

この制度に先立ち平成17年度、私の住んでいる松本町では、「支え合い登録カード」を実施しました。高齢者の方を対象に、緊急時の対応のために必要な情報をあらかじめ町に登録しておくシステムです。住所や名前、緊急連絡先としてケアマネジャーやヘルパーさん等関係者の連絡先も、問診票のように必要な薬や、耳が悪いので大きな声で話してほしいとか、酸素吸入をしているとか、細かなことも書き込めるようになっていました。これをもとに、必要な支援をします。

町内レベルで実施する利点は、町の公民館に集まってもらって、ほとんど直接対象者に話ができることです。近い距離で話をした方が、よく理解してもらえ、すすんで登録しても

らえます。

◆ 大事なものは人と人のつながり ◆

アンケートによると地域包括支援センターと薬局や歯科医、保健所との連携がとれていないという状況が浮き彫りになります。介護予防の仕事が忙しくて、地域の人と会って話す時間がとれないという現状があります。顔つき合わせて話をするのがネットワークの構築、地域福祉のスタートではないでしょうか。

地域福祉の課題のひとつは仕組み作りです。システムとしての仕組みだけではなく、人と人との関係が重要です。実際に顔と顔がわかっている地域の信頼関係の中で作られている仕組みは機能しやすいと思います。地域福祉は人と人とのつながりを無視した形では、全く進んでいかないものです。

報告2 配食サービスの活動から

コープふれあい弁当の会 早川のり子 さん

◆ おいしさが自慢の弁当 ◆

配食サービスを始めたのは、くらしすけあいの会の活動で必要性を強く感じたからです。たくさんまとめて弁当を作り、多くの利用会員に届けた方が効率がよく、価格も安くなります。

半年間の準備、研修、見学等を経て、平成10年3月より、月2回16食の配食を始めました。最初の1年は、第2・第4金曜日の月2回配達でした。平成11年5月より毎週にしました。食数も30に増やしました。

岡崎市による毎日型の配食サービスもありますが、やはりお弁当は味が一番。一旦はそちらを利用しても、ふれあい弁当に戻ってくる方もあって、それはうちの弁当がおいしいからだと思っています。生協の食材を使って、野菜たっぷり、薄味、冷凍食品を使わず、心を込めて手作りがモットーです。ケチャップも生のトマトから作ります。

◆ 楽しく調理、ボランティアが元気のもと ◆

弁当代は600円で、そのうち材料費が400円、雑費が200円です。調理室の使用料は、みかわ市民生協理事会から補助していただいています。

ボランティアは現在、調理が20名、配達が7名。いつもにぎやかに楽しくおしゃべりしながら調理しています。おめかしを

して待っていてくださる方もあり、名前の通り、ふれあいを楽しみながら配達しています。

◆「継続は力なり」の十年◆

希望者があっても断らないといけないこと、自前の調理室を持たないことが悩みです。「継続は力なり」と思ってがんばってきましたが、ボランティアで続ける難しさも感じます。楽しいので十年やってこられたと思っています。小さな活動ですが、岡崎の片隅でこれからもがんばっていききたいと思いません。

***報告3* 福祉有償運送の活動から**

NPO法人四岳館 前澤 このみ さん

◆ 中山間地の悩み ◆

新城市は愛知県東のはずれ、森林が84%、平地はほんの少しです。人口は51,634人、年々人口は減っており、65歳以上が25%です。区が169あって、その内12が限界集落です。

普段困っていることは買い物です。「おそがいけど車に乗っている」と言うおじいさん。お豆腐を買うために、本当にこわい山道を軽トラックで出かけます。横に乗っているおばあさんは「これでおじいさんとおしまいになったら、それはそれでいい」と言っています。先日は救急車に付き添いで乗っていった奥さんから「私は帰る足がない」と電話がありました。救急医療が受けられたとしても、その後困る状況です。

冬になると道が凍ったり雪が降ったりして、ますます困ります。ガソリンスタンドに電話をして「にいちゃん、灯油を持ってきてくれん。ついでに、豆腐を2丁と油揚げ5枚と、それから〇〇へ寄って△△を買ってきてくれん。」と頼みます。ガソリンスタンドのおにいさんは困りながらも、買い物をしていきます。今度はおばあさんが「いくらお礼をしたらいいかなあ。千円じゃ少ないか。3千円包むと家の財布が痛い。」と悩みます。病院へ行きたい場合も、近所で誰かが町へ行くと言うのを待って乗せてもらいます。その場合もお礼をどうするか悩むそうです。

◆ 心をつないで、地域のあしになる ◆

まず「ふれあい鳳来移送サービス」という組織を作りました。10年くらいして、色々な活動全部をひっくるめてNPOにしました。日本財団から車椅子2台乗せることができる大きな車をいただきました。が、それは燃費が悪いし、鳳来は山の中なので、この車では入れない道もたくさんあります。そこで役場に小さな車を買ってもらって活動しています。



キャッチコピーは「年齢は高いが、志も高い。助け合う心がつなぐいい関係。」です。活動しているのは、リタイヤしたおとうさんたち。お金はないが、心をつないでいます。

◆ シンポジウム開催 ◆

昨年、モリコロ基金の助成を受けて開催したのが「しんしろ地域の足を考えるシンポジウム」です。車だと20分で文化会館に来られる人が公共交通機関で来ようと思うと、1時間半くらいバスを待ってバスに乗り、電車に乗って、着くともうお昼ということになります。地域の交通について、大勢の人で考え合いたいと思います。他にも、さまざまな企画に出かけていますが、だんだん地域の中で福祉を考える機会が増えているようで、期待しています。

市民が何かしたいというときに、後押ししてくれるような仕組みが世の中にあればと思います。市民が何かしたいときに足を引っ張る行政でないことを望んでいます。

***報告4* みかわ市民生協の福祉事業**

みかわ市民生協 富田 和由 さん

◆ みかわの福祉事業の概況 ◆

みかわ市民生協が介護保険事業に2000年の4月から関わって、今年でちょうど9年目になります。2007年度実績は9億1200万円、今年度予算は9億7千万円で、ほとんど今のところ計画通りの状況です。

規模そのものは、生協の中では日本で一番大きくなっていて、二番目はコープこうべ、三番目は生協ひろしまです。みかわは小さな生協でありながら、介護保険事業は突出しています。介護スタッフは総勢600人を越えています。

◆ 介護事業に取り組む意義 ◆

「困ったときにはおたがいさま」という「くらしのすけあいの会」の活動が広がっており、その会員の方々が事業にも関わってくださって大きくなってきました。

非営利組織である協同組合への期待は大きいと感じています。社会的使命だと考え、困難なケースもすべて受け入れてきました。介護事業が広がってきたのは、組合員でもある600人のスタッフの人の力だと思っています。福祉のサービスには「もの」がなく、「人」がすべてです。男女共同参画の議論も、制度も変え、マネジメントする女性も増やしてきました。埋もれていた女性の能力を活かす意味でも、実践は大切だと考えます。みかわ市民生協としては社会的要請に応えるというスタンスでやってきました。今後も地域の信頼に応える福祉事業を推進していきます。

食品残渣を豚のえさに 健やかに育つ豚たち

おいしい豚肉が食卓に

愛知環境賞 銀賞を受賞

パネル「環境」
（有）ひだロッセ農場へ
2008年11月13日

有限責任中間法人環境資源再生利用ネットワークは有限会社ロッセ農場と共に「08年度愛知環境賞 銀賞」を受賞しました。略して“資源再生ネット”は、63の企業・個人会員（食品メーカー、食品流通業者、廃棄物収集運搬業者、飼料・肥料メーカー、農畜産業者と生協）で構成されています。食品メーカーから出るバイプロ（副産物や未使用食品）を飛騨のロッセ農場に運び、そこで養豚飼料・牛用飼料、堆肥、燃料化をはかる事業システムづくりと各企業間との相談・調整機能を担う法人です。

研究センターのパネル「環境」では、その世話人が生協の環境への取組みを学ぶ一環として、旧益田郡丹生川村にあるロッセ農場を訪問しました。



誕生から出荷まで 大事に育てられる豚たち

○人工授精 妊娠した母豚は妊娠豚舎へ。妊娠期間は114日で、出産予定日1週間前に分娩舎に移る。1度の出産で10匹ほどを産むが、子豚の体重は約1,5^{kg}、18日間は母豚と過ごす。

○母豚は種付け豚舎へ 子豚は離乳舎へ
母と別れ、違った建物に移りストレスと不安をもつ子豚の気持ちになって世話する職員！人口乳からとうもろこし・大豆と離乳をすすめ8週間をすごし35^{kg}になる

○肥育舎へ ここで生後180日令まですごし体重は115^{kg}に。いよいよ旅立ちだ。

誓約書をだして農場に入場

- 1、入場する日から逆算して48時間以上他の畜舎に出入りしてはならない
- 2、入場する際は洗髪をふくめシャワーを浴び、農場指定の衣類と長靴を使用すること
- 3、入場後は社員の指示に従って移動する。



バイプロ活用による養豚用リキッド飼料を与えるようになって、液状であるから鼻炎になる豚がへった。

従来は、強い豚が餌箱の前を陣取り、弱い豚は餌に恵まれず成長にいびつさがでていたが、均等に育つようになった。豚たちはパイプロから餌をチューチュー吸い、腹いっぱいになるとパタパタと横になり眠る。

消化吸収がよく健康で生育が早い。肉質は向上し、ほこりや臭気がへったなど、喜ばしい成果が現れているとのこと。

牛乳・液卵・フライ麺・食パン・チョコレート
おから・肉まん・飴・・・167種のバイプロが液状化され、不足した栄養素をたして餌にする（リキッドフィーディング）。大きな容器にゆで卵が、食パンのみみが、フライ麺が入っており、その量の多さに一同唾然とする。残渣は腐らないよう4℃以下で運ばれる。私たちも食べさせてもらった。



いくつかの食品メーカーと協同して安全な餌をつくるために、飼料化事業委員会を設け、月1回事業報告や勉強会を行っています。再生ネット専務の原さんは「今後はこちらで循環するしくみをつくっていきたい」と語っていました。

地域福祉を支える市民協同

第1回パネル公開企画 報告集発行記念 **“報告集から学ぶ”**

2008年度の1回目の「地域福祉を支える市民協同」パネルの公開企画は、11月15日(土)午後1時30分から4時まで、名古屋市内の労働会館第4会議室で開催されました。今回は報告集発行記念企画として開催したものです。2007年度の研究パネルに持ち込まれた課題やそこで語られた実態など、多様な内容が報告集にまとめられましたが、その中身をあらためて汲み取って考え深める内容となりました。

はじめに、「実践事例を知ることは重要であるけれども、その一方で、社会のしくみや制度はどうなっているのか、またその制度をうまく生かすために、私たち自身が生協のネットワークでやっていることや地域の社会福祉法人がやっていることについて、その関係やあり様をみんなで学びあうということを目指します」という開会の挨拶で会はスタートし、まず社会福祉法人名南子どもの家の仲田伸輝さんが基調報告をしました。

「社会福祉概観」と題された基調報告の主な内容は、社会福祉とは～(理念と定義)、社会福祉・社会福祉事業を考える枠組み(社会福祉領域の区分)と協同組合活動・事業について、社会福祉施設の様子、社会福祉事業の実際～社会福祉法人名南子どもの家の場合。そして地域福祉について、地域福祉パネルの課題について(問題意識の所在)でした。その中では、憲法25条の意味を照らし合わせてみる必要があるという主張を導き出しています。

続いて、パネルの世話人3名が、2007年度のパネルで話し合われた3つの課題「くらしの実像に迫る」「地域の実態に迫る」「地域福祉を支える市民協同～担い手づくり」について、それぞれが報告集を読み深め、課題ごとに関心をもって語りました。

その後、パネル世話人の方々の議論に交じりつつ、報告集では講評を執筆された中京大学の小木曾洋司先生がコメントを述べました。小木曾さんは、福祉は生き方の問題として扱うことが重要で、そうすれば受ける側とする側が同じ立場で考えられる、決して自分が犠牲になってという話ではない。担い手を作るということに関しては、自分が感性的、能動的に関わっていく地域社会、身体の延長としての地域社会とい

う捉え方ができる。また人間と制度の問題にもふれ、「感情公害」について紹介し、人間への信頼がないところには制度がうまく対応していないことを伝えました。

基調講演と関連して、日常生活での日常環境として「社会福祉に関する活動」(まちづくりという中で機能する)があることが一番重要ということでした。そして、参加者が感想や個々の課題で活発に意見交流しました。

最後に小木曾さんは担い手の問題について、65歳以上の人は高齢者といわれているが、人間はその辺りから社会化し始めていると最近実感している。よく見てみると、そういう人たちが自分の居場所と自分の時間を作るという発想で動いているので、そういう人たちこそが新しい担い手なのだ。若い人への期待が持てない状況に対して、“成長する高齢者”が若ものを引きこんでいくことのほうが自然であると述べました。

次回は、実践してきたことを持ち寄り、その意味を検証する予定です。この会で話されたことを基調にして、私たちの実践にあらためて光を当て合うような公開講座を企画したいと思います。(文責: 椋木真佐子)

13:30-13:35	あいさつ	向井 忍
13:35-14:05	基調報告	仲田伸輝 (社会福祉法人 名南子どもの家)
14:05-14:35	3つの課題について、報告と課題提起	
	①“家族の実像に迫る”	岩田雅裕 (みかわ市民生協職員・組合員支援センター)
	②“地域の実態に迫る”	八田 淳 (めいきん生協理事/研究センター理事)
	③“地域福祉を支える市民協同～担い手づくり”	伊藤佐記子(研究センター理事)
14:35-15:05	パネルディスカッション	
15:05-15:30	コメント	小木曾洋司(中京大学)
15:30-15:50	コメントを受けて再びディスカッション/ 質疑応答	
15:50-16:00	まとめとあいさつ	向井 忍

フォーラム「職員と組合員の接点」

このフォーラムができたなれそめは2年前にさかのぼります。生協の職員さんの仕事における主体性を

どう引き上げていくのか、そうした運営、気風をどう組織内で構築していくか、そのためには、どんなことに着目したらいいんだろうね、という素朴な疑問と発想から生まれました。

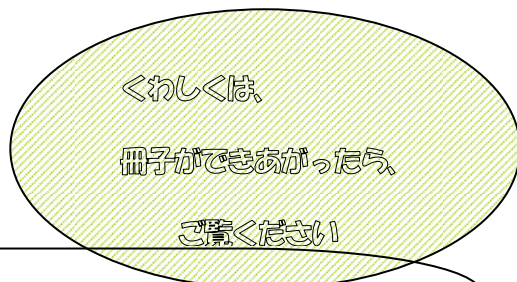
だから、フォーラムの持ち方も、抽象的な話題に終始せず、具体例を本音で、そして毎回何か到達点をつくりあげるといふうな、形を追うのではないようにしよう、けれども、必ず、なんらかの発見を参加者が各自みつける、それを東海の4つの生協から事例を取り上げて行っていくというふうになっています。

フォーラムの構成は、「担当者の仕事を考える交流会」「おしゃべり交流会」「世話人会」の3本柱です。「担当者の仕事を考える交流会」では、いろいろな悩みを抱えつつも、一生懸命努力している担当者の方にご登場いただいています。そのつぶやきや主張するところ・悩みから、マネジメントする側、担当者側、組合員側がそれぞれの立場で何かをつかみ各自学んでいます。「おしゃべり交流会」は、そんな担当者の方々を組合員がどうみているのか、検証?!しつつ、組合員と職員がそれなりに(^_^;)自由に討論しています。「世話人会」は書いて字のごとくですが、この世話人会においても、交流会顔負けの本音トークが繰り広げられています。

2007年度	2008年度
第1回 担当者の仕事を考える交流会の報告 鬼のパンツの担当者 めいきん生協松岡さんの事例	第1回 フォーラム職員の仕事を考える世話人会 2008年度の計画を相談
第2回 担当者の仕事を考える交流会の報告 組合員は担当者の仕事をどう見ているか 松岡さんが配達していた組合員・山田さんの事例	第2回 フォーラム職員の仕事を考える世話人会 2008年度の計画を相談2
第3回 担当者の仕事を考える交流会の報告 コープみえの担当者大野さんの事例	第3回 フォーラム職員の仕事を考える世話人会 KJ法にて「あって欲しい担当者像」を出しました
第4回 担当者の仕事を考える交流会の報告 コープぎふの担当者大野さんの事例	第1回 担当者おしゃべり交流会 コープぎふ岐南支所の組合員の声
第5回 担当者の仕事を考える交流会の報告 東海交流フォーラム ギョーザ事件の時担当者は めいきん生協鈴木友子さん みかわ市民生協山本和広 コープぎふ永谷泰次さん コープみえ宮脇謙一さん	第4回 フォーラム職員の仕事を考える世話人会 コープぎふでのおしゃべり交流会を振り返って
	第2回 担当者おしゃべり交流会 めいきん生協中川センターの組合員の声
	第5回 フォーラム職員の仕事を考える世話人会 めいきん生協中川センターでのおしゃべり交流会を振り返って 今後の世話人会の計画について

具体的なフォーラムの経過は、左記のようです。途中で、餃子の事件がありましたので、急遽、対応をどうしているかという流れになりました。東海4生協の智慧をあつめて課題の解決にむけてみんな尽力しました。

現在の進捗状況と今後の予定は、来年1月15日開催のみえでの交流会、そして3月15日の東海フォーラムの内容を踏まえ、ここ2年間の集大成としてこれまでの取り組みの成果から、どのようなことを政策上提案できるか議論し、アウトプットしていく予定です。



このフォーラムの悩みは今のところ、大きくわけて2つあります。
 1つ目は、事例の持つ意味との関係で、よい事例だからといってそれを横展開することなく、組織内に構築していくにはどうしたらいいか、ということです。横展開すれば、職員の主体性はなくなります。
 2つ目は、参加の問題との関係で、このフォーラムが関係者だけでなく、どうしたら東海で共有できるか、ということです。会員なら誰でも参加できます。何か、よい意見がありましたら...。この場をお借りして宣伝です。

(文責・森川洋子)

福祉・医療事業を通じた生協の公益性への期待

12月14日、みかわ市民生協・めいきん生協合同福祉政策検討委員会として、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長補佐の千田透氏を講師に迎え、これからの地域福祉における生協福祉の役割、介護保険制度の動向と生協福祉、改正生協法における生協福祉の位置付けなどのテーマで意見交換をおこないました。以下、生協法2007年改正に関連しあらかじめ整理した論点と意見交換の要点を紹介します。なお委員会に先立ち、千田氏による公開講演会「これからの地域福祉と生協への期待」が金山の「れある」で開催されました。

生協法の福祉・医療関係の改正点とは

2008年4月1日から施行された改正生協法では、生協における福祉・医療に関し以下のような改正が行われました。

- ①生協が行う事業の種類(生協法第10条)において、これまで「組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業」(同条1項2号)に位置付けられてきた医療・福祉の事業が、組合員に対する医療に関する事業(第6号)、高齢者、障害者等の福祉に関する事業であって組合員に利用される事業(第7号)として分離されました。
- ②今回の法改正では、員外利用に関する規定が整備され、知事等による員外利用の許可を要する事業と生協法で定め個別の許可を要しない事業に区分されました。そして、組合員に対する医療に関する事業と高齢者、障害者等の福祉に関する事業であって組合員に利用されるものについては、後者の員外利用の個別の許可を要しない事業となりました(法第12条4項)。
- ③医療、福祉事業のうち、病院又は診療所を営む事業、介護保険法にもとづく指定居宅サービス事業者の指定を受けて実施する事業、その他厚生労働省令で定める事業を行う生協では、これらの事業に関わる経理をその他の経理を区分しなければならず(法第50条の3)、それら医療福祉等事業に関し、毎事業年度の利益が繰越損失を埋めてなお残余があるときは、その残余額は積立金として整理しなければならず(法第51条の2第1項)、その積立金は、医療福祉事業等の事業の費用に充てる場合を除いて取り崩してはならないことになりました(同条第2項)。
- ④これまで、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰越し、組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業の費用に充てるとされてきたもの(いわゆる教育事業充当金)の用途を拡大し、その剰余金の全部又は一部を、組合員が相互の協力の下に地域において行う子育て支援、家事に係る援助その他の活動であつて組合員の生活の改善及び文化の向上に資するものを助成する事業の費用に充てることを妨げないことになりました(法第51条の4第5項)。

これら法改正を総合的に見ると、1)生協が行う医療、福祉事業は知事等による個別の判断を要しないほどに公益性が高く、法律で員外利用を一律に認める、2)その収入源が公

的資金となる医療保険、介護保険や行政からの委託事業等では、他の経理と区分しそこから生まれた剰余金は他の事業に充当してはいけない、3)法律に基づき前年度から繰越された剰余金は地域での福祉活動等の助成に充当してもよいと整理できます。

生協法改正の意義をつかみ適切に活かすことが大切

今回の生協法改正では、このほか災害時の緊急物資提供、生協の体育施設・教養文化施設の利用などに関し、あらかじめ員外利用を法律で認めるなど、地域における生協事業の公益性を積極的に承認するものとなりました。生協の医療、福祉事業もこうした生協評価の一環といえます。同時に、組合員以外の利用分量の総額は組合員の利用総額と同等(100分の100)までとするなど、相互扶助組織である生協の本来的な性格を重視する立場も鮮明にされました(災害時の緊急物資提供や施設利用などでは無制限)。

また意見交換を通し、④の繰越剰余金の使途として認められた活動助成に関しては、組合員が主体となる活動に限定されず、また組合員のためだけの活動に限定されない(地域福祉の向上は、地域で暮らす組合員の利益につながる)といった法律解釈の可能性も確認されました。

他方、株式会社が行う介護保険事業から生まれた利益配分には特段の規制がないなかで、生協では公的収入であるからという理由で剰余金に使途制限が設けられたのに対し、社会福祉法人が行う介護保険事業の場合は、剰余金については規制があるものの税制上の優遇措置があるなど、他の法人制度とのバランスを欠く点があり、今後は正が求められることも指摘しておかねばなりません。

今回の法改正は、生協福祉の経営が地域福祉の財源として活かされる可能性を拓くものですが、そのような活用を実際におこなうことについては生協の意思に委ねられており、組合員の合意に基づいた実施が大切な点も、あわせて確認しておく必要があるでしょう。

講師の千田氏からは、これら医療・福祉に関する法改正の意義や法解釈に関する議論はまだまだ蓄積できておらず、生協関係者のなかでの真剣な検討に期待したいとの激励もありました。

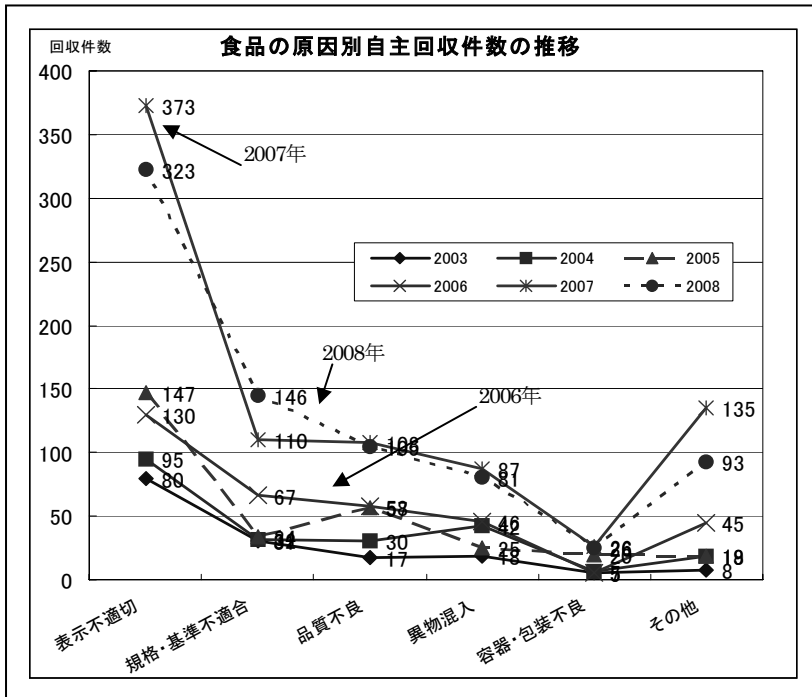
(研究センター 橋本吉広)



食品の自主回収件数の動向

独立行政法人農林水産消費安全技術センター調査

独立行政法人農林水産消費安全技術センター消費安全情報部では、食品の自主回収件数を品目別・原因別に集計しています。現在、こうした食品の自主回収に関する届出義務はなく、同センターでは新聞に掲載される社告や自治体で行われている報告制度等による集計にもとづいて全国集計を行っています。



急増する食品の自主回収

グラフは、自主回収食品の原因別件数を年度毎に比較したものです。集計が始まった2003年以来、毎年回収件数が増加していることが判ります。期限、添加物、アレルギー原因物質など「表示不適切」が急増しており、次いで残留農薬基準や指定外添加物使用など「規格・基準不適合」も増加しています。

食品別では、菓子類25.7%、調理食品17.4%、加工魚介類9.7%、めん・パン類4.5%、調味料・スープ類4.5%などの構成順となっています。同センターでは、消費者の意識の高まりを反映し、事業者も敏感になっていると見ています。

新聞報道では「食品などを回収する際の判断基準や回収方法などを示した指針を、今年度中に内閣府がまとめる方針」と報じられています(朝日新聞2008.11.29)。

出所：独立行政法人農林水産消費安全技術センター消費安全情報部
2008年は4～11月データを元にした年間換算推計値

先行する自治体による食品の自主回収報告制度

現在、国で検討されている食品の自主回収制度は、すでに東京都などで実施されている自主回収報告制度がモデルになると考えられます。これは2004年11月1日から施行された東京都食品安全条例にもとづく制度で、食品の健康への悪影響を未然に防止するため、行政による監視指導だけでなく、事業者が自主的に違反食品などの排除に取り組むとともに、都が自主回収情報を都民に周知することにより、回収が促進されることを目的にしたものです。この制度では、食品衛生法など法令に基づく命令又は書面による指導を受けての回収は対象外とされ、また自主回収の報告の義務づけであり、自主回収自体を義務づけるものではありません。しかし自主回収の報告は、東京都のホームページで見ることができ、新聞の社告などでは1回だけの掲載で見落とされることもあるなか、消費者にとって貴重な情報発信となっています。

前号の訂正：研究センターニュース第80号の巻頭エッセーの標題に誤りがありました。正しくは、「せいきょう醤油が意味するもの」ですので、訂正させていただきます。

INDEX

巻頭エッセー 大変な年から、また大変な年に 何をおこなうのか コープみえ 理事長 茂木 穰	1
三河地域懇談会「キーワードは福祉」開催報告	2-3
パネル「環境」ひだろッセ農場視察報告	4
パネル「地域福祉を支える市民協同」公開企画報告	5
フォーラム「職員と組合員の接点」紹介	6
医療・福祉を通じた生協の公益性への期待	7
情報ファイル 食品の自主回収件数の動向	8

2008年12月25日(偶数月25日発行)

定価200円

(税・送料込み。年会費には購読料が含まれています)

発行 特定非営利活動法人地域と協同の研究センター

代表理事 川崎直巳

〒464-0824 名古屋市中千種区稲舟通1-39

TEL 052-781-8280 FAX 052-781-8315

E-mail AEL03416@nifty.com

HP <http://www.tiiki-kyodo.net/>